

南北朝時代前半期における許氏とその学術

洲 脇 武 志

はじめに

中国前近代の学問は、官製の「太学」を始め、様々な場所において継承・発展していったが、魏晋南北朝時代では主に「家族（門閥）」がその中心となり、「家学」として継承・発展していった。この魏晋南北朝時代の家学については、吉川忠夫氏^①の詳細な研究があり、当時の家学及び学問の特徴が明らかにされている。この吉川氏の研究においては、順陽の范氏（范寧・范曄）、裴氏（裴松之・裴駟・裴子野）、姚氏（姚察・姚思廉）、顔氏（顔之推・顔遊秦・顔師古）などが取り上げられているが、「家学」を有していた一族は他にも多数存在した。例えば、「禮度の門」^②と評された濟陽の蔡氏（蔡謨・蔡約など）、そして姚氏・顔氏と同じ六朝後期から初唐期に活躍した許氏——許懋・許亨・許善心・許敬宗——も正史の記述などから家学を有していたと推定される。

本稿では、この許氏について、三国時代（魏の許允）から南斉・梁（許懋）までに至るまでの許氏一族の経歴を検討し、許懋から始まると推定される許氏の家学の成立過程とその背景について考察していきたい。

なお、題名にある「南北朝時代前半期」という語であるが、これは筆者が便宜的に使用した言葉であり、南朝で言えば東晋から南斉末梁初の範囲を指している。

一、家学について

許氏の家学について検討する前に、吉川氏の論考に拠りながら、後漢〜六朝期における學術と家学について確認しておきたい。

吉川氏は、

陳寅恪氏の『隋唐制度淵源略論稿』第二章「礼儀」に次の文章がある。「思うに漢代の学校制度が廃類し、博士が伝授するならわしが跡を絶つて以後、學術の中心は家族に移ったが、家族は地域に規制されたものであるから、魏、晋、南北朝の學術と宗教はすべて家族と地域の両面と切り離すことができないのである」。漢代の学校制度が衰微して以後、魏晋南北朝時代においては地域社会に根を有する家族、すなわち門閥貴族や豪族が學術ならびに宗教の中核となったとの指摘である。

と陳寅恪氏を引用し、更に諸例を挙げながら、後漢時代から六朝時代においては官立の国子学や太学が教學の中心になることはなく、學術の拠点も中央から地方へ移り、地方に根を有す「家族（門閥）」が學術を担う拠点ともなった、と指摘し、学問を代々の業とする一家が「学門」と呼ばれ、「家業」という言葉が往々にして「家学」を意味したとも指摘している。また、「家学」という言葉については、『後漢書』から登場し、『後漢書』の「家学」はおおむね經学を指すことを明らかにするとともに、「六朝時代になると、「家学」と呼ばれるべきものの存在を經学以外の広い分野にわたって指摘することができるのである」と述べている。³⁾ここで正史においてどのように「家学」が記述されているかを吉川氏が取り上げた事例によって確認しておきたい。⁴⁾なお、本稿における傍線はすべて筆者によるものである。

(一) 平陽の賈氏「譜学」(家譜)

賈淵字希鏡、平陽襄陵人也。祖弼之、晉員外郎。父匪之、驃騎參軍。世傳譜學。(中略)先是譜學未有名家、淵祖弼之廣集百氏譜記、專心治業。晉太元中、朝廷給弼之令史書史、撰定繕寫、藏祕閣及左民曹。淵父及淵三世傳學、凡十八州士族譜、合百帙七百餘卷、該究精悉、當世莫比。永明中、衛軍王儉抄次百家譜、與淵參懷撰定。(『南齊書』文学伝 賈淵)

(二) 琅邪の王氏「青箱学」(有職故事)

王准之字元曾、琅邪臨沂人。高祖彬、尚書僕射。曾祖彪之、尚書令。祖臨之、父訥之、並御史中丞。彪之博聞多識、練悉朝儀、自是家世相傳、並詣江左舊事、緘之青箱、世人謂之王氏青箱學。(『宋書』卷六十王准之伝)

(三) 河東の裴氏「史学」

初、子野曾祖松之、宋元嘉中受詔續修何承天宋史、未及成而卒、子野常欲繼成先業。及齊永明末、沈約所撰宋書既行、子野更刪撰為宋略二十卷。其敘事評論多善、約見而歎曰、「吾弗逮也」。(『梁書』卷三十裴子野伝)

(四) 吳興の姚氏「史学」(漢書学と『陳書』の編纂)

沛國劉臻竊於公館訪漢書疑事十餘條、竝為剖析、皆有經據。(『陳書』卷二十七姚察伝)

梁陳二史本多是察之所撰、其中序論及紀傳有所闕者、臨亡之時、仍以體例誠約子思廉、博訪撰續、思廉泣涕奉行。(同右)

思廉少受漢史於其父、能盡傳家業。(『旧唐書』卷七十三姚思廉伝)

(貞觀)三年、又受詔與祕書監魏徵同撰梁陳二史、思廉又採謝昉等諸家梁史續成父書、并推究陳事、刪益傳緯、顧野王所修舊史、撰成梁書五十卷、陳書三十卷。(同右)

(五) 琅邪の顔氏「史学」(漢書学・附『春秋左氏伝』・『周礼』の学)

世善周官・左氏、之推早傳家業。(『北齊書』卷四十五文苑伝 顔之推)

師古少傳家業、博覽羣書、尤精詁訓、善屬文。(『旧唐書』卷七十三顔師古伝)⁽⁶⁾

以上のように正史においては「傳學」「相傳」「傳家業」といった言葉によって家学が継承されている様子が記されているが、こういった直接的な表現が無くとも、河東の裴氏のように正史の記述から学問の継承が認めることができれば、家学を有していると言えよう。

二、許氏の家系とその学術

ではここから許氏の検討に入りたい。まずは『新唐書』宰相世系表から許氏の系図を確認する。

許氏出自姜姓。炎帝裔孫伯夷之後、周武王封其裔孫文叔於許、後以爲太嶽之嗣、至元公結爲楚所滅、遷于容城、子孫分散、以國爲氏。自容城徙冀州高陽北新城都鄉樂善里。秦末有許猗、隱居不仕。曾孫毗、漢侍中・太常。生德、字伯饒、安定・汝南太守、因居平輿。四子、據・政・邈・勁。據、大司農。生允、字士崇、魏中領軍・鎮北將軍。三子、殷・動・猛。允孫式。式二子、販・邁。販字仲仁、晉司徒掾。四子、茂・詢・疑・雅。詢字玄度、四子、元之・仲之・季之・珪。珪、宋給事・著作郎・桂陽太守。生勇慧、齊太子家令・兗從僕射・晉陵縣侯。二子、懋・胤。懋、梁天門太守・中庶子・生亨。德次子政、字義先、別居邵陵。〔『新唐書』卷七十二上宰相世系表三上許氏〕

このように「宰相世系表 許氏」の前文には、周代から許敬宗の祖父である許亨までの系図が記されているが、このうち正史などに記述がある人物―許允と許詢の事績について見ていきたい。

(一) 許允

許允に関する記述は『三国志』魏書 卷九 諸夏侯曹伝（夏侯玄伝）に見えるが、あくまで夏侯玄伝の中に夏侯玄や李豊の親しい友人の一人として記述されるに止まり、当時の実力者である司馬師誅殺計画に失敗して処刑された夏侯玄と李豊に連座して楽浪郡に流され、その道中で死去したことが書かれるのみである。なお、裴松之注は『魏略』・『魏氏春

秋・「世語」・「傳暢晉諸公贊」に見える許允関連の記事を引用し、許允の事績や父の許據や息子の許奇・許猛、猛の息子である許式といった彼の家族についても言及されている。ただ、学術に関する記述は少なく、許允が「相印」（印章占い）に優れていたこと⁽⁸⁾、息子の許奇と許猛が学問に秀でていたことを伝えるのみである⁽⁹⁾。

(二) 許詢

許詢は東晋中期に活躍した微士であり、石川忠久氏「許詢について」⁽¹⁰⁾は、

東晋中期を代表する名士の一人が許詢である。彼は文言詩の代表として名を留めるばかりでなく、当時の貴族社会裡に中心的な存在であった。（中略）

つまり、一つは老莊流の玄談の名流として、一つはその思想を中心とする五言詩（文言詩）の名手として、一代をリードする存在であった。齊梁間の江淹（字文通）の「雜体詩」三十首中（文選に録される）にも、劉琨、郭璞、孫綽と並んで取り上げられているのも、これを裏書きする材料となる。

と許詢を評している。

このように、当時において高い評価を得ていた許詢であるが、現存する作品や記録は乏しく、石川氏前掲論文によれば「五言詩の断句」が四句、「文の断片」が十八句残るだけで、正史には立伝されず、『世説新語』に二十箇条許詢に関する記述があるのみであり、当時における影響力からは想像も出来ないほどの少なさである。また、学術については、「簡文 許據を稱して云く、『玄度の五言詩、時人に妙絶すと謂ふべし』と」⁽¹¹⁾。「史臣曰く、……江左風味、道家の言を盛んにし、郭璞は其の靈變を擧げ、許詢は其の名理を極む。仲文の玄氣、猶ほ盡くは除けず、謝混の情新、名を得ること未だ盛んならず。……」⁽¹²⁾などと許詢個人に関する記述はあるものの、許允や許奇・許猛といった先人や彼の息子達との関連性を見出すことは出来ない。

(三) 許懋

周嘉猷『南北朝表』などによれば、許允以降、多くの許氏が仕官していたようであるが、これまで見てきたように許允・許詢以外には目立った活躍をした許氏はいない。しかし、梁の許懋以降、許氏は政治の表舞台で活躍し、四代にわたって正史に立伝されるようになる。ではここで許氏で初めて正史に立伝された許懋について検討していきたい。

許懋字昭哲、高陽新城人、魏鎮北將軍允九世孫。祖珪、宋給事中、著作郎、桂陽太守。父勇慧、齊太子家令、冗從僕射。

懋少孤、性至孝、居父憂、執喪過禮。篤志好學、爲州黨所稱。十四入太學、受毛詩、且領師說、晚而覆講、座下聽者常數十百人、因撰風雅比興義十五卷、盛行於世。尤曉故事、稱爲儀注之學。

起家後軍豫章王行參軍、轉法曹、舉茂才、遷驃騎大將軍儀同中記室。文惠太子聞而召之、侍講于崇明殿、除太子步兵校尉。永元中、轉散騎侍郎、兼國子博士。與司馬娶同志友善、僕射江祐甚推重之、號爲「經史笥」。天監初、吏部尚書范雲舉懋參詳五禮、除征西鄱陽王諮議、兼著作郎、待詔文德省。時有請封會稽禪國王者、高祖雅好禮、因集儒學之士、草封禪儀、將欲行焉。懋以爲不可、因建議曰、(中略)高祖嘉納之、因推演懋議、稱制旨以答、請者由是遂停。

十年、轉太子家令。宋・齊舊儀、郊天祀帝皆用袞冕、至天監七年、懋始請造大裘。至是、有事於明堂、儀注猶云「服袞冕」。懋駁云、「禮云『大裘而冕、祀昊天上帝亦如之。』良由天神尊遠、須貴誠質。今泛祭五帝、理不容文。」改服大裘、自此始也。又降敕問、「凡求陰陽、應各從其類、今雩祭燔柴、以火祈水、意以爲疑。」懋答曰、「雩祭燔柴、經無其文、良由先儒不思故也。按周宣雲漢之詩曰、『上下奠瘞、靡神不宗。』毛注云、『上祭天、下祭地、奠其幣、瘞其物。』以此而言、爲旱而祭天地、並有瘞埋之文、不見有燔柴之說。若以祭五帝必應燔柴者、今明堂之禮、又無其事。且禮又云『埋少牢以祭時』、時之功是五帝、此又是不用柴之證矣。昔雩壇在南方正陽位、有乖求神、而已移於東、實柴之禮猶未革。請停用柴、其牲牢等物、悉從坎瘞、以符周宣雲漢之說。」詔並從之。凡諸禮儀、多所

刊正。以足疾出爲始平太守、政有能名。加散騎常侍、轉天門太守。中大通三年、皇太子召諸儒參祿長春義記。四年、拜中庶子。是歲、卒、時年六十九。撰述行記四卷、有集十五卷。

『梁書』卷四十許懋伝（『南史』卷六十にも伝あり）

やや長い引用であるが、「志を篤くし學を好む」、「尤も故事に曉く、儀注の學を爲すと稱せらる」、「號して「經史笥」と爲す」、「懋を擧げて五禮を參詳せしむ」「凡そ諸の禮儀、刊正する所多し」といった記述から、許懋は「故事」や「儀注の學」に精通し、五禮の編纂に参加し、しばしば儀禮に関する提言する人物、つまりは札學に秀でていたことが窺える。許懋の學術活動については後に改めて検討するとして、続いて息子の許亨について見ていきたい。

(四) 許亨

許亨字亨道、高陽新城人、晉徵士詢之六世孫也。（中略）

亨少傳家業、孤介有節行。博通羣書、多識前代舊事、名輩皆推許之、甚爲南陽劉之遴所重、每相稱述。（中略）

初撰齊書并志五十卷、遇亂失亡。後撰梁史、成者五十八卷。梁太清之後所製文筆六卷。

『陳書』卷三十四文學伝許亨（『南史』卷六十にも伝あり）

許懋や許善心・許敬宗に比べれば短い伝記ではあるが、ここで真つ先に注目したいのは、「亨少くして家業を傳へ」とあるように、許懋の學問を繼承していることが明言されている点である。また「羣書に博通し、前代舊事を識ること多し」とあることから許懋の學問のうち、特に「故事」「儀注の學」といった札學を繼承していたことが窺える。なお、許懋から受け継いだ札學に加え、新たに「初め齊書并びに志五十卷を撰するも、亂に遇ひ失亡す。後に梁史を撰す、成る者五十八卷なり」という、許懋の伝記には無かった歴史書撰述に関する記述が見える点にも注意しておきたい。

(五) 許善心

許善心、字務本、高陽北新城人也。祖懋、梁太子中庶子、始平・天門二郡守、散騎常侍。父亨、仕梁至給事黃門侍郎、在陳歷羽林監、太中大夫、衛尉卿、領大著作。善心九歲而孤、爲母范氏所鞠養。幼聰明、有思理、所聞輒能誦記、多聞默識、爲當世所稱。家有舊書萬餘卷、皆偏通涉。十五解屬文、牋上父友徐陵、陵大奇之、謂人曰、「才調極高、此神童也。」(中略)

十六年、有神雀降於含章園、高祖召百官賜醢、告以此瑞。善心於座請紙筆、製神雀頌。其詞曰、(中略)頌成、奏之、高祖甚悅、曰、「我見神雀、共皇后觀之。今且召公等入、適述此事、善心於座始知、即能成頌。文不加點、筆不停豪、常聞此言、今見其事。」因賜物二百段。十七年、除秘書丞。于時秘藏圖籍尚多淆亂、善心放阮孝緒七錄更製七林、各爲總敍、冠於篇首。又於部錄之下、明作者之意、區分其類例焉。又奏追李文博・陸從典等學者十許人、正定經史錯謬。仁壽元年、攝黃門侍郎。二年、加攝太常少卿、與牛弘等議定禮樂、秘書丞・黃門、並如故。(中略)初、善心父撰著梁史、未就而歿。善心述成父志、修續家書。

『隋書』卷五十八 許善心伝(『北史』卷八十三にも伝あり)

「經史の錯謬を正定す」、「牛弘等と禮樂を議定す」といった記述から、祖父の許懋や父の許亨と同じく礼学に精通していることが、「善心の父 梁史を撰著するも、未だ就かずして歿す。善心 父の志を述成し、家書を修續す」という記述からは、許亨の史学を継承していることが窺える。「善心 九歳にして孤たり」とあるように父の許亨と幼くして死別した影響か、「傳家業」といった家学を継承したことを明確に示す記述はないが、本伝の内容から許善心も父祖の学問を受け継いでいると言えよう。¹⁵⁾ また「家に舊書萬餘卷有り」との記述があるが、これは許懋と許亨が收拾した書籍と考えられるため、こういった書籍を通じて許善心は家学を継承していったのであろう。なお、許善心伝には礼学・史学に秀でていただけでなく、「十五にして文を屬するを解す」といった詩文の才を示す記述や「阮孝緒七錄に放ひ更に七林を製す」といった目録学に関する記述も見える。許懋・許亨・許善心と家学を継承していくだけでなく、礼学・史学・

詩文・目錄學と、その家學の範圍が広がっていく点も看過できない。

(六) 許敬宗

許敬宗、杭州新城人、隋禮部侍郎善心子也。其先自高陽南渡、世任江左。敬宗幼善屬文、舉秀才、授淮陽郡司法書佐、俄直謁者臺、奏通事舍人事。江都之難、善心爲字文化及所害、敬宗流轉投於李密、密以爲元帥府記室、與魏徵同爲管記。武德初、赤牒擬連州別駕。太宗聞其名、召補秦府學士。貞觀八年、累除著作郎、兼修國史、遷中書舍人。十年、文德皇后崩、百官縗經。率更令歐陽詢狀貌醜異、衆或指之、敬宗見而大笑、爲御史所劾、左授洪州都督府司馬。累遷給事中、兼修國史。十七年、以修武德・貞觀實錄成、封高陽縣男、賜物八百段、權檢校黃門侍郎。高宗在春宮、遷太子右庶子。十九年、太宗親伐高麗、皇太子定州監國、敬宗與高士廉等共知機要。中書令岑文本卒於行所、令敬宗以本官檢校中書侍郎。太宗大破遼賊於駐蹕山、敬宗立於馬前受旨草詔書、詞彩甚麗、深見嗟賞。(中略)

顯慶元年、加太子賓客、尋冊拜侍中、監修國史。三年、進封郡公、尋贈其父善心爲冀州刺史。高宗因於古長安城遊覽、問侍臣曰、「朕觀故城舊基、宮室似與百姓雜居、自秦漢已來、幾代都此」。敬宗對曰、「秦都咸陽、郭邑連跨渭水、故云『渭水貫都、以象天河』。至漢惠帝始築此城、其後苻堅、姚萇、後周並都之。」帝又問、「昆明池是漢武帝何年中開鑿」。敬宗對曰、「武帝遣使通西南夷、而爲昆明滇池所閉、欲伐昆明國、故因鑄之舊澤、以穿此池、用習水戰、元狩三年事也」。帝因令敬宗與弘文館學士具檢秦漢已來歷代宮室處所以奏。其年、代李義府爲中書令。任遇之重、當朝莫比。(中略)

敬宗自掌知國史、記事阿曲。(中略)初、高祖・太宗兩朝實錄、其敬播所修者、頗多詳直、敬宗又輒以己愛憎曲事刪改、論者尤之。然自貞觀已來、朝廷所修五代史及晉書・東殿新書・西域圖志・文思博要・文館詞林・累璧・瑤山玉彩・姓氏錄・新禮・皆總知其事、前後賞賚、不可勝紀。

『旧唐書』卷八十二許敬宗伝（『新唐書』卷二百二十三姦臣伝上にも伝あり）

傍線部分から窺えるように、許敬宗は故事に通じ、『五代史志』『晉書』といった史書や『新禮』といった儀礼書の編纂を取り仕切るなど、許懋以来の礼学と許亨以来の史学を受け継いでいる様子が窺える。また父である許善心と同様にその文才を賞賛され、詔勅の起草にその腕を振るっている。許敬宗にも「傳家業」といった家学を継承したことを明確に示す記述はないが、これらの記述から許敬宗も許氏の家学を受け継いでいると言えよう。

以上、魏の許允から唐の許敬宗に至るまで、正史の記述を中心に許氏の事績について概観してきたが、ここでその要点をまとめたい。

- ①許氏の伝記には「傳家業」といった家学を継承したことを明確に示す記述は許亨の伝記に見えるのみであるが、その内容から許懋から許敬宗に至るまでは代々学問を継承している（家学を有している）ことは疑いない。
 - ②東晋から劉宋期までの許氏はわずかに許詢が活躍するだけであったが、許懋が礼学によって活躍したことを契機とし、初唐まで活躍することになる。
 - ③許懋以来「儀注の學」といった礼学を家学として継承していくが、許亨より史学が、許善心より「屬文」（作文能力）がその家学に加わっている。⁽¹⁶⁾
- そして、以上の三点から許懋が許氏の家学を考える上で最も重要かつ注目すべき人物であることは言うまでもないだろう。

三、許懋の学術活動

ではここで本伝の記述に拠りながら許懋の学術活動について整理しておきたい。

許懋字昭哲、高陽新城人、魏鎮北將軍允九世孫。祖珪、宋給事中、著作郎、桂陽太守。父勇慧、齊太子家令、冗從僕射。

懋少孤、性至孝、居父憂、執喪過禮。篤志好學、爲州黨所稱。①十四入太學、受毛詩、且領師說、晚而覆講、座下聽者常數十百人、因撰風雅比興義十五卷、盛行於世。②尤曉故事、稱爲儀注之學。

起家後軍豫章王行參軍、轉法曹、舉茂才、遷驃騎大將軍儀同中記室。③文惠太子聞而召之、侍講于崇明殿、除太子步兵校尉。永元中、轉散騎侍郎、兼國子博士。④與司馬娶同志友善、僕射江祐甚推重之、號爲「經史笥」。

⑤天監初、吏部尚書范雲舉懋參詳五禮、除征西鄱陽王諮議、兼著作郎、待詔文德省。⑥時有請封會稽禪國山者、高祖雅好禮、因集儒學之士、草封禪儀、將欲行焉。懋以爲不可、因建議曰、「臣案舜幸岱宗、是爲巡狩、而鄭引孝經鉤命決云「封于泰山、考績柴燎、禪乎梁甫、刻石紀號」。此緯書之曲說、非正經之通義也。（中略）高祖嘉納之、因推演懋議、稱制旨以答、請者由是遂停。

十年、轉太子家令。⑦宋・齊舊儀、郊天祀帝皆用袞冕、至天監七年、懋始請造大裘。至是、有事於明堂、儀注猶云「服袞冕」。懋駁云、「禮云『大裘而冕、祀昊天上帝亦如之。』良由天神尊遠、須貴誠質。今泛祭五帝、理不容文。」改服大裘、自此始也。⑧又降敕問、「凡求陰陽、應各從其類、今雩祭燔柴、以火祈水、意以爲疑。」懋答曰、「雩祭燔柴、經無其文、良由先儒不思故也。按周宣雲漢之詩曰、『上下奠瘞、靡神不宗。』毛注云、『上祭天、下祭地、奠其幣、瘞其物。』以此而言、爲旱而祭天地、並有瘞埋之文、不見有燔柴之說。若以祭五帝必應燔柴者、今明堂之禮、又無其事。且禮又云『埋少牢以祭時』、時之功是五帝、此又是用柴之證矣。昔雩壇在南方正陽位、有乖求神、而已移於東、實柴之禮猶未革。請停用柴、其牲牢等物、悉從坎瘞、以符周宣雲漢之說。」詔並從之。⑨凡諸禮儀、多所刊正。以足疾出爲始平太守、政有能名。加散騎常侍、轉天門太守。中大通三年、皇太子召諸儒參祿長春義記。四年、拜中庶子。是歲、卒、時年六十九。撰述行記四卷、有集十五卷。（『梁書』卷四十許懋傳【再掲】）

(一) 南斉における許懋

許懋の学術活動は、①「十四にして太學に入る」⁽¹⁸⁾ことから始まるが、当時の太學（国学）は設置と廃止を繰り返していた。ここで許懋が太學に入学した頃の国学について確認しておきたい。

『南斉書』卷十六百官志によれば、

總明觀察酒一人。

右太始六年、以國學廢、初置總明觀、玄儒文史四科、科置學士各十人、正令史一人、書令史二人、幹一人、門史一人、典觀吏二人。建元中、掌治五禮。永明三年、國學建、省。

と、劉宋の太始（泰始）六（四七〇）年に国学が廃止されると、その代替施設として「總明觀」が設置され、南斉の永明三（四八五）年に再び国学が設置されると総明觀が廃止されたとある。許懋が「太學に入る」のは劉宋の昇明元（四七七）年で、永明元（四八三）年に起家していることから、「太學に入る」とはいうものの、実際は総明觀にて学んでいたと考えられる⁽²⁰⁾。また、当初は『毛詩』を学んでいた許懋であるが、『毛詩』だけでなく、②「尤も故事に曉く、儀注の學を爲すと稱せらるる」ようになる。これら「故事」や「儀注の學」は総明觀が「建元中（四七九〜四八二）、五禮を掌治」していたことによるのであろう。建元元年は蕭道成が劉宋の順帝から禅讓を受け、皇帝に即位した年であり、新王朝の成立に際して、礼制度の整備は欠かすことの出来ない事業である。こういった背景により許懋は「故事」や「儀注の學」に通曉していったのであろう。そして、南斉王朝の礼制度策定において欠かすことが出来ない人物が王儉である。王儉は現在では図書目録である『七志』と『元徽四部書目』を編纂したことで著名であるが、褚淵とともに南斉の高帝（蕭道成）と武帝（蕭賾^{キキ}）の側近として、南斉の建国とその政治制度の制定に尽力した人物である。また先述の通り、総明觀は国学が設置された後に廃止されたが、

是歲（永明三年）、省總明觀、於儉宅開學士館、悉以四部書充儉家、又詔儉以家爲府。四年、以本官領吏部。儉長禮學、諳究朝儀、每博議、證引先儒、罕有其例。八坐丞郎、無能異者。令史諮事、賓客滿席、儉應接銓序、傍無留

滯。十日「還學、監試諸生、巾卷在庭、劍衛令史儀容甚盛。」〔南齊書〕卷二十三王儉伝)

とあるように、王儉の邸宅内に「学士館」が宮中の書籍と共に置かれ、王儉を中心に礼学や朝儀に関する活発な議論が行われていた。許懋は起家した後も「諸生」の一人として、王儉や彼の蔵書から「故事」や「儀注の學」を学んでいた可能性がある。²¹⁾

また、③「文惠太子 聞きて之を召し、崇明殿に侍講せしめ、太子歩兵校尉に除す」、④「司馬鑿と志を同じくし友とし善し」とあるように、好学で知られる文惠太子や礼学を家学とする司馬鑿²²⁾の存在も彼の「故事」や「儀注の學」に大きな影響を与えたと考えられる。

(二) 梁における許懋

梁での許懋はその「故事」「儀注の學」に関する知識を南齊時代以上に發揮していく。⑤「天監の初め、吏部尚書范雲 懋を擧げて五禮に參詳せしむ」とあるように、許懋の学識を見込んだ范雲が五礼の制定に參画させ、⑥「封禪」・⑦「大裘」²³⁾・⑧「雩祭燔柴」²⁴⁾といった礼制度について提言を重ねていき、⑨「凡そ諸の禮儀、刊正する所多し」と礼制度の改定に大きな貢献をしている。

なお、本伝には記載が無いが、『隋書』卷二十五刑法志には、

時欲議定律令、得齊時舊郎濟陽蔡法度、家傳律學、云齊武時、刪定郎王植之、集注張、杜舊律、合爲一書、凡一千五百三十條、事未施行、其文殆滅。法度能言之。於是以為兼尚書刪定郎、使損益植之舊本、以為梁律。天監元年八月、乃下詔曰、(中略) 於是以前尚書令王亮・侍中王瑩・尚書僕射沈約・吏部尚書范雲・長兼侍中柳惲・給事黃門侍郎傅昭・通直散騎常侍孔藹・御史中丞樂藹・太常丞許懋等、參議斷定、定爲二十篇。

とあり、許懋は「梁律」の制定にも関わっていた。

以上、許懋の学術活動について概観したが、許懋はまず国学において『毛詩』を学び、次いで「故事」・「儀注の學」

を学ぶことでその名を高めて交友関係を広げるとともに、その交友関係から更に学識を深めていった。そして、その「故事」「儀注の學」によって南斉と梁において活躍することになったのである。

四、許懋が生きた時代——劉宋末から南斉・梁——

最後に許懋が生きた劉宋末から南斉・梁の時代背景について確認しておきたい。

まず、安田二郎氏は「晋安王子助の反乱と豪族・土豪層」において、

かかる豪族土豪の存在を認知し、それとは極端に対照的な、退静的で文弱化した、学問素養においても低落した門閥貴族の姿——彼らは騒乱の中で流離・敗没を余儀なくされたのだ——と対比した時、見識に富んだ貴族士大夫は、少なからぬパニツクに襲われる。今一度、自らのあるべきヴィジョンを探索し設定しなければならなかった。南朝きつての名流門閥貴族王僧虔（琅邪臨沂の人、四二六〜四八五）が、「戒子書」を子どもたちに書き記さなければならなかった必然性は、まさしくここにある。（中略）

王僧虔の戒子書を貫く精神は、専ら門閥を重視し、門地や親兄弟の「蔭」に頼る門閥貴族のあり方から脱却し、「読書」、すなわち学問・素養を体得した士大夫本来のあり方への自己改革の要請である。換言するならば、門族一辺倒のあり方から、いわば個人的才能主義的あり方——門地主義を全面的に否定し去るものではないが——への転換の要請である。そして、敢えて附言するならば、王僧虔が描き出したあるべき貴族像は、梁武帝の改革を通して、隋唐的科挙官僚制⇨律令的貴族制に繋がる政治体制の下で求められた、貴族士大夫像であるように思われる。

と、劉宋末における貴族士大夫の意識の変化を指摘しているが、ここで挙げられている王僧虔の甥にあたり、彼に養育されていたのが、前述の王儉である。王儉は一貫して学問を重視していたが、この王儉の姿勢はまさしくここに指摘される王僧虔の影響によるものであり、この姿勢は王儉から学士館に集った「諸生」たちに伝わっていったと想像される。

また、榎本あゆち氏は「梁の中書舎人と南朝賢才主義」⁽²⁸⁾において、

以上のように舎人経験者の多くは、政治社会への志向を強く持ち、又それのみあう能力の持主だった。そして彼らの依り所である学才の大きな要素は礼学だった。(中略)

梁代賢才主義を体現した舎人達の政治世界への参与は、たしかに安田氏のいうように儒学の才をもとにしておこなわれた。⁽²⁹⁾ただしそれは礼学というきわめて六朝的な形でなされたことを特に強調しておきたい。⁽³⁰⁾

と、梁代に舎人となった数多くの寒門士人と少数の名族出身の士人たちが、自らの学才、特に礼学を抛り所として政治社会に参与していくことを指摘している。

これまで見てきた許懋の学術活動は、まさしく劉宋末から梁初における貴族士大夫の意識の変化と礼学による政治世界への参与⁽³¹⁾という時流に合致しているものであるといえよう。

おわりに

本稿では、まず魏の許允から唐の許敬宗までの事績を検討することで、隋の許善心・唐の許敬宗親子の学術は梁の許懋を始まりとし、許懋以降、家学として継承されていったことを明らかにし、その許氏の家学には「故事」や「儀注の学」といった礼学・史学・「屬文」(作文能力)の三つがあるが、礼学は許懋から、史学は許亨から、「屬文」は許善心から始まり、家学を継承しながらその領域を拡大していることを明らかにした。また、許懋の学術は南斉の国学やそれに関連する交友関係に由来するものであることを指摘し、特に礼学が選択されたことについては、許懋が生きた劉宋末から梁初における時代背景が大きく影響している点についても指摘した。家学を有する一族は数多く存在するが、本稿で取り上げた許氏のように、家学誕生の状況が窺える一族は貴重な存在である。許氏事例は家学研究にとって重要であることは言うまでもないが、学術の伝播・継承や領域の拡大という観点からも注目すべき事例だと言える。

なお、本稿では許懋を中心とする許氏の家学について、その概略を整理するに止まり、詳細な検討を行うことが出来なかつた。今後は許懋を始めとする許氏の学術について、その具体的な内容について検討するとともに、許懋を取り巻く学術活動、特に王儉・王僧虔を中心とする当時の王氏の家学や文惠太子・竟陵王の学術活動との関係、濟陽の蔡氏といった他の家学との比較検討を行う必要があるだろう。これらについては今後の課題としたい。

【許懋略年譜】（『梁書』卷四十許懋伝などにより作成）

○劉宋

大明八（四六四）年 一歳

誕生

昇明元（四七七）年 十四歳

「入太學。」

○南齊

永明元（四八三）年 二十歳

「起家後軍豫章王行參軍、轉法曹、舉茂才、遷驃騎大將軍儀同中記室。文惠太子聞而召之、侍講于崇明殿、除太子歩兵校尉」。※永明年間（～四九二）のことか。

永元元（四九九）年 三十六歳

「永元中（四九九～五〇二）、轉散騎侍郎、兼國子博士」。

○梁

天監元（五〇二）年 三十九歳

「天監初、吏部尚書范雲舉懋參詳五禮、除征西鄱陽王諮議、兼著作郎、待詔文德省」。「封禪」に関する上奏。

天監十(五一)年 四十八歳

「轉太子家令」。「大裘」及び「雩祭燔柴」に関する上奏。

天監十四(五二)年 五十二歳

「以足疾出爲始平太守、政有能名。加散騎常侍、轉天門太守」。

中大通三(五三)年 六十八歳

「皇太子(後の簡文帝)召諸儒參祿長春義記」。

中大通四(五三)年 六十九歳

「拜中庶子。是歳、卒。時年六十九」。

注

(1) 吉川忠夫氏「六朝時代における家学とその周辺」(小南一郎氏編『学問のかたち—もう一つの中国思想史—』、汲古書院、二〇一四年)のち、『六朝隋唐文史哲論集—』、法蔵館、二〇二〇年に所収。

(2) 遷司徒左長史。高宗爲録尚書輔政、百僚屢履到席、約躡履不改。帝謂江祐曰、「蔡氏故是禮度之門、故自可悅。」祐曰、「大將軍有揖客、復見於今」(『南齊書』卷四十六蔡約伝)。

(3) 以上、吉川氏前掲論文。

(4) 正史以外では、順陽の范氏「春秋学」がある。詳しくは吉川忠夫氏「六朝精神史研究」(同朋舎出版、一九八四年)の「第II部范氏研究」を参照。

(5) 姚察の漢書学については、拙稿「姚察『漢書訓纂』とその受容」(『東洋文化』第百十三号、二〇一六年)を参照。

(6) 顔氏の漢書学については、吉川忠夫氏の「顔師古の『漢書』注」(『六朝精神史研究』同朋舎出版、一九八四年に所収)を参照。

(7) 初、中領軍高陽許允與豊・女親善。先是有詐作尺一詔書、以玄爲大將軍、允爲太尉、共録尚書事。有何人天未明乘馬以詔版付允門吏、曰「有詔」、因便馳走。允即投書燒之、不以開呈司馬景王。後豊等事覺、徙允爲鎮北將軍・假節督河北諸軍事。未發、以放散官

物、收付廷尉、徙樂浪、道死（『三国志』魏書卷九諸夏侯曹伝夏侯尚子玄）。

- (8) 魏氏春秋曰、「……允善相印、將拜、以印不善、使更刻之、如此者三。允曰、印雖始成而已被辱。」問送印者、果懷之而墜于廁。相印書曰、相印法本出陳長文、長文以語韋仲將、印工楊利從仲將受法、以語許士宗。利以法術占吉凶、十可中八九。仲將問長文「從誰得法」。長文曰、『本出漢世、有相印・相笏經、又有鷹經・牛經・馬經。印工宗養以法語程申伯、是故有一十二家相法傳于世。』（『三国志』魏書卷九諸夏侯曹伝夏侯尚子玄裴松之注）

- (9) 世語曰、「允二子、奇字子泰、猛字子豹、並有治理才學。晉元康中、奇爲司隸校尉、猛幽州刺史。」傳暢督諸公贊曰、「猛禮樂儒雅、當時最優。奇子遐、字思祖、以清尚稱、位至侍中。猛子式、字儀祖、有才幹、至漢陽內史・平原太守」（『三国志』魏書卷九諸夏侯曹伝夏侯尚子玄裴松之注）。

- (10) 「許詢について」（『桜美林大学中国文学論叢』第二号、一九七〇年。のち『陶淵明とその時代（増補版）』、研文出版、二〇一四年に所収）。

- (11) 簡文稱許掾云、「玄度五言詩、可謂妙絕時人」（『世說新語』文學篇）。

- (12) 史臣曰、「……江左風味、盛道家之言、郭璞舉其靈變、許詢極其名理、仲文玄氣、猶不盡除、謝混情新、得名未盛……」（『南齊書』卷五十二文學伝論）。

- (13) なお、石川氏前掲論文は「孫・許と並称され、東晋中期に大きな足跡を残した許詢は、謀反人の外孫という宿命を負いつつも、精一杯才能を発揮して、わずか三十歳ぐらいで夭折した人物であった」とも評している。「謀反人の外孫」とは、許詢の母は元帝の即位を認めなかったために、王敦に討たれた華軼の娘であることを指し、石川氏は「謀反人の外孫」であることが、許詢の処世に大きな影響を与えたことに疑いないとしている。

- (14) 許詢の息子について、前掲の『新唐書』宰相世系表には「詢字玄度、四子、元之・仲之・珪」とあるが、『南史』卷六十許憺伝には「許憺、字昭哲、高陽新城人、魏鎮北將軍允九世孫也。五世祖詢、晉徵士。祖珪、宋給事中、著作郎、桂陽太守。父勇慧、齊太子家令、冗從僕射」とある。つまり、『新唐書』によれば「許詢―珪―勇慧―憺」となるが、『南史』によれば「許詢―〇―珪―勇慧―憺」となる。これについて周嘉猷『南北史表』は『南史』に従い、石川氏前掲論文も珪の子である勇慧の官歴と許詢の活躍した年代とのずれと他の三子（元之・仲之・季之）と名前が揃わない点を挙げて、『南史』に従うべきだとする。なお、『陳書』文學伝 許亨には「晉徵士詢之六世孫也」とある。

- (15) 許善心の学術活動については、木島史雄氏「学術行爲の機能と広がり―隋・許善心のばあい―」（『東洋史研究』第五十六卷第一号、一九九七年）を参照。
- (16) 先に挙げた顔氏も顔之推以降、『漢書』がその家学に加わっている。詳しくは注(6)の吉川氏論文を参照。
- (17) 『陳書』卷三十四 文学伝 許亨には「毛詩風雅比興義類十五卷」とあり、「類」字がついている。また『隋書』経籍志などには著録されていない。
- (18) 年号などは、本稿文末の【許懋略年譜】を参照。
- (19) 総明観の設置については、『宋書』卷八 明帝紀にも「泰始六年」九月乙丑、中領軍劉劭加平北將軍。戊寅、立總明観、徵學士以充之。置東觀祭酒」とある。
- (20) 南斉の国学については、古勝隆一氏「南斉の国学と積奠」（同氏『中国中古の学術』、研文出版、二〇〇六年に所収）を参照。
- (21) 王儉については、藤井守氏「六朝文人伝―南斉書―王儉伝―」（『中国中世文学研究』第十八号、一九八四年）、狩野直禎氏「王儉伝の一考察」（川勝義雄氏・砺波護氏『中国貴族制社会の研究』、京都大学人文科学研究所、一九八七年に所収）、拙稿「王儉の学術」（榎本淳一ほか編『中国学術の東アジア伝播と古代日本』、勉誠出版、二〇二〇年に所収）を参照。
- なお、王儉は南斉王朝の儀礼を定めるために、礼学に秀でた人材を広く集め、その制定に力を注いでいた。例えば、王氏「青箱学」を伝える王准之の従弟である王逵之は同族の王儉によって引き立てられ、南斉の儀礼制定に参与している。
- 王逵之、字宣約、琅邪臨沂人也。父祖皆爲郡守。逵之少禮學博聞。（中略）昇明末、右僕射王儉重儒術、逵之以著作郎兼尚書左丞、參定齊國儀禮（『南斉書』卷五十二 文学伝 王逵之）。
- (22) 文惠太子（中略）の学術活動については古勝隆一氏の「前掲論文」を参照。
- (23) 司馬鑿、字元素、河内温人也。曾祖純之、晋大司農高密敬王。祖讓之、員外常侍。父燮、善三禮、仕齊官至國子博士。鑿少傳家業、強力專精、手不釋卷、其禮文所涉書、略皆遍觀。沛國劉瓛爲儒者宗、嘉其學、深相賞好。少與樂安任昉善、昉亦推重焉。初爲國子生、起家奉朝請、稍遷王府行參軍（『梁書』卷四十 司馬鑿伝）。
- (24) 梁の武帝は、即位直後の天監元年から「五礼」の編纂を命じ、普通六年に完了した。「五礼」編纂の経緯については、『梁書』卷二十五 徐勉伝に「普通六年、上修五禮表曰、（中略）天監元年、（中略）、於是尚書僕射沈約等參議、請五禮各置舊學士一人、人各自舉學士二人、相助抄撰。其中有疑者、依前漢石渠、後漢白虎、隨源以聞、請旨斷決。乃以舊學士右軍記室參軍明山賓掌吉禮、中軍騎兵參軍

嚴植之掌凶禮、中軍田曹行參軍兼太常丞賀瑒掌賓禮、征虜記室參軍陸璉掌軍禮、右軍參軍司馬裴嘉禮、尚書左丞何佟之總參其事。佟之亡後、以鎮北諮議參軍伏暉代之。後又以暉代嚴植之掌凶禮。暉尋遷官、以五經博士繆昭掌凶禮。復以禮儀深廣、記載殘缺、宜須博論、共盡其致、更使鎮軍將軍丹陽尹沈約、太常卿張充及臣三人同參厥務。臣又奉別敕、總知其事。末又使中書侍郎周捨・庾於陵二人復豫參知。若有疑義、所掌學士當職先立議、通諮五禮舊學士及參知、各言同異、條牒啓聞、決之制旨。疑事既多、歲時又積、制旨裁斷、其數不少、莫不網羅經誥、玉振金聲、義貫幽微、理入神契、前儒所不釋、後學所未聞。凡諸奏決、皆載篇首、具列聖旨、爲不刊之則。(後略)とある。徐勉伝には許懋の名前は見えないが、「五禮 各おの舊學士一人を置き、人 各おの自ら學士二人を擧げ、相ひ助け抄撰するを請ふ」とあり、「右軍參軍司馬裴嘉禮を掌る」とあるように、許懋の親友である司馬裴嘉禮が嘉禮を担当していることから、司馬裴のもとで五礼編纂に関わっていたと思われる。

(25) 梁の武帝の礼制改革については、小林聡氏「梁の武帝による礼制改革の特質―天監年間における国家祭祀の改革を中心に―」(『集刊東洋学』第九十三号、二〇〇五年)を参照。なお、『隋書』卷六 礼儀志一 明堂には「明堂在國之陽。梁初、依宋・齊、其祀之法、猶依齊制。禮有不通者、武帝更與學者議之。舊齊儀、郊祀、帝皆以袞冕。至天監七年、始造大裘、而明堂儀注猶云袞服。十年、儀曹郎朱异以爲、「禮大裘而冕、祭昊天上帝。五帝亦如之。良由天神高遠、義須誠質、今從汎祭五帝、理不容文。」於是改服大裘」とあり、『隋書』では許懋ではなく朱异が上奏しているが、小林氏は許懋と朱异が連名で上奏したと推定されている。

(26) 『隋書』卷七 礼儀志二 大雩には「(天監)十年、帝又以雩祭燔柴、以火祈水、於理爲乖。儀曹郎朱异議曰、「案周宣雲漢之詩、毛注有燔埋之文、不見有燔柴之說。若以五帝必柴、今明堂又無其事。」於是停用柴、從坎壙典」とあり、ここでも『隋書』では朱异の上奏となっているが、「大裘」の場合と同様に連名で上奏したのであろう。

(27) 『東洋史研究』第二十五卷第四号、一九六七年。のち改題の上、同氏『六朝政治史の研究』汲古書院、二〇〇三年に所収。劉宋の第六代皇帝である明帝(孝武帝第十二弟)が前廢帝を弑して即位すると、泰始元年から翌二年にかけて、晋安王子勛(孝武帝第三子、前廢帝第三弟)を擁立して明帝に対する反乱が起こる。これが「晋安王子勛の反乱」である。

(28) 『名古屋大学東洋史研究報告』第十号、一九八五年。のち、『中国南北朝寒門寒人研究』(汲古書院、二〇二〇年)に所収。

(29) 安田次郎氏「梁武帝の革命と南朝門閥貴族体制」(同氏前掲書所収)を参照。

(30) ここに引かれる吉川氏の指摘は、吉川忠夫氏「顔之推論」(『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年に所収)を参照。また南朝において「礼学」に関する知識をもつ人物が如何なる役割を担ったかは、川合安氏「南朝の御史台について」(『集刊東洋学』第六十号、一九

八八年)を参照。

(31) 木島氏前掲論文は「ここに登場した礼学者たちは、礼を含む古典文献を処理するという専門的能力を持ち、国家行政にかかわっていた。これは現在において、ちょうど経済や法律にかかわって、その専門知識を生かして活躍するテクノクラートにきわめてよく似ている」と、礼学者の政治的役割について指摘している。

附記 本稿は、令和二年度愛知県立大学学長特別教員研究費(科研費採択奨励研究費)「南北朝から初唐期における「家学」の成立と展開」及び科学研究費助成事業基盤研究(C)「南北朝から初唐期における「家学」の成立と展開」(21K00051)による研究成果の一部である。